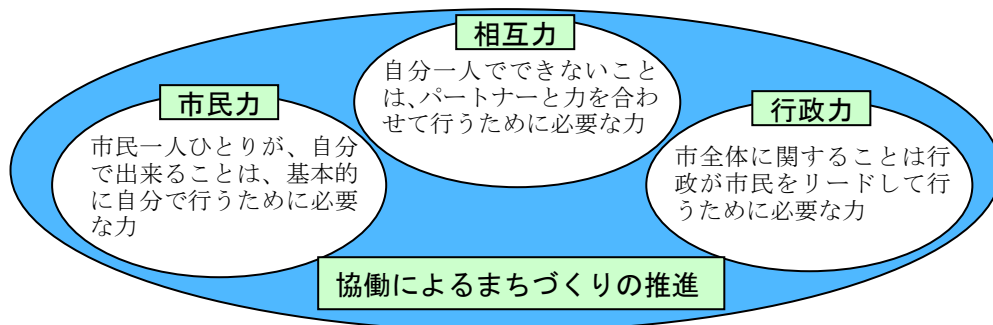


第6章 実現化方策の検討

6.1 協働によるまちづくりの推進

宇佐市都市計画マスタープランを実現していくためには、そのまちに生活し、活動している市民、事業者と行政がそれぞれの役割を適切に分担するとともに、相互に連携し協働しながらまちづくりを推進していくことが必要です。

宇佐市では協働によるまちづくりを推進するため「宇佐市協働のまちづくり指針」（平成20年7月）を策定しています。今後はこの指針に示されている「市民力」、「行政力」、「相互力」の三つの「力」による様々な協働によりまちづくりを推進していくことが必要です。



<参考：「協働」の定義と分類（協働のまちづくり指針より）>

- 「協働」の定義
 - ・様々なまちづくり活動や行政施策等を展開する上で市民が相互に、または、市民と行政とが互いの立場を尊重しつつそれぞれの特性を活かしながら、真のパートナーとして手をつなぎ取り組みを進めること。
- 「協働」の分類
 - ①市民相互の協働
 - ・地域と地域が、地域と企業が、地域とNPOが・・・など市民同士が支え合い協力する形態。単独で行うよりも、より効率的で効果的な事業を実施することができ、まちづくりの可能性が大きく広がる。
 - ②市民と行政との協働
 - ・地域と行政が、企業と行政が、NPOと行政が・・・など市民と行政とが支え合い協力する形態。市民が実施する事業を行政がバックアップしたり、行政が本来行うべき事業に市民の知恵や経験を活用したりと様々な形態があり。市民本位のサービスの提供が可能となる。また、行政が各種の計画をつくる際、策定審議会などへ市民が参画することにより、市民のニーズを計画に反映させることができる。

「協働のまちづくり指針」を受け、「市民力」、「行政力」、「相互力」を伸ばすために必要な市民・事業者・行政の役割について以下に整理します。

6.1.1 市民・事業者・行政の役割分担

(1) 市民の役割

- ・協働のまちづくりへ向けて、市民一人ひとりが地域の課題やまちづくりに関心を持つことが望まれます。
- ・市民はまちづくりの主役としての自覚を持ち、主体的にまちづくりに関わっていくことが求められます。

- ・そのため、市民は自治会、NPO等様々なまちづくり団体の活動に積極的に参加することも必要です。

(2) 事業者の役割

- ・事業者（企業）は、事業活動や経済活動等を通じて、直接的・間接的にまちづくりに関わっています。事業者（企業）もまちづくりを担う一員としての役割と責任を理解し、積極的にまちづくりに参画することが求められます。

(3) 行政の役割

- ・行政は協働のまちづくりが円滑に進むように必要なまちづくり情報の提供や市民のまちづくり活動への参画機会の充実、各種まちづくり活動への支援を行います。
- ・宇佐市都市計画マスタープランに基づき、総合的かつ計画的に各種事業の推進や調整を図ります。また、必要に応じて、国、県、周辺自治体や関係機関への要請や調整・連携を行い、円滑で効率的なまちづくりの推進を図ります。

6.1.2 まちづくりへの市民参加に対する支援

まちづくりへの市民参加を支援するため、以下のような支援策等を推進します。

(1) まちづくり情報の発信と共有

- ・まちづくりへの興味や関心を高め、主体的な参加を促進するため、広報・ホームページやパンフレット・情報誌等による情報発信を充実します。
- ・まちづくりの相談窓口の設置を検討します。

(2) まちづくり活動への参画機会の充実

- ・アンケート調査の実施、勉強会・ワークショップ・懇談会・シンポジウム等の開催、パブリックコメントの実施を推進します。
- ・まちづくりについて学ぶ機会の充実を図ります。あわせてまちづくり活動の拠点・交流の場の充実を図ります。

(3) まちづくり活動等への支援

- ・まちづくりを担う人材（市民・行政）の発掘、育成と目的に合わせた適切な人材活用支援を行います。
- ・自治会、NPO等様々なまちづくり団体の活動の運営支援、事業支援、人的支援（専門家の派遣等）を行います。
- ・身近な公園、生活道路、街路樹等の管理を地域で行うアダプトプログラム等の導入を検討します。

※アダプトプログラム（adopt=養子縁組をする）（里親制度）

- ・地域の個人や企業、団体が道路や公園等の公共スペースを養子縁組し「里親」になって面倒をみる（＝清掃・美化する）制度。

6.2 各種まちづくり制度の活用

6.2.1 法律に基づくまちづくり制度等の活用

平成14年に都市計画法の一部が改正され、市民（土地所有者・まちづくり協議会など）、民間事業者による都市計画の提案制度が創設されました。このような都市計画の制度を活用しながら住民参加による都市づくりを推進するとともに、宇佐市都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進や各種施策を具体化するため、「都市計画法」や「建築基準法」等のまちづくりに係わる法制度（「用途地域」、「地区計画」、「建築協定」等）を活用し、良好な都市環境の維持・形成を図ります。

また、「景観法」に基づく「景観計画」を策定し、良好な景観形成を図ります。

6.2.2 地域に即したルールづくり

地域特性を活かしたまちづくりを進めるために、市民や地域の合意のもと、地域のまちづくりの目的に応じた適切なルールづくり（「まちづくり条例」、「景観条例」等の制定）を検討します。

6.3 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

6.3.1 都市計画マスタープランの進行管理

宇佐市都市計画マスタープランの実現を確実なものとするために、都市計画マスタープランの全庁的な周知を図るとともに、今後のまちづくりの各種計画、施策に本計画の内容が確実に反映されるよう取り組みます。

また、計画内容とその進捗状況については広く公表を行うとともに、住民参加のもと適切に評価し、進行管理を行うものとします。

6.3.2 都市計画マスタープランの見直し

宇佐市都市計画マスタープランは、概ね20年後の平成42年(2030)を目標とした将来都市像を設定し、具体的な整備については概ね10年程度を目標に定めていますが、今後、大分県都市計画区域マスタープラン、宇佐市総合計画等の上位計画の改訂や社会経済情勢の変化に対しては柔軟に対応し、適切に見直していくものとします。

また、今後、地域住民の自立的な取り組みによって、地域別構想の見直しが必要になった場合は、将来都市像、全体構想と整合を図りつつ、地域別構想を適切に見直していくものとします。

6.4 段階的なまちづくり

宇佐市都市計画マスタープランで目指す将来都市像を実現するために必要な事業・施策について、策定時を基準に短期（概ね5年）、中長期（概ね10年以上）に分け段階的な取り組みを進めます。

ここでは、本文で掲げた各種方針等のうち、主に都市計画サイドで取り組むべき事業・施策について整理します。

6.4.1 短期的に取り組む事業・施策

(1) 土地利用関連

○用途地域の見直し

- ・既存の用途地域周辺で都市的利便性の高い地域については、用途地域の指定等により適切な土地利用の規制・誘導を検討します。
- ・既存の用途地域内において、用途地域の見直しを行い住工混在の解消を図ります。
- ・（長洲地区）地域の特色を活かしたまちづくりを推進します。

(2) 道路・交通関連

○都市計画道路柳ヶ浦上栞田線の整備推進

- ・四日市・駅川中心市街地と柳ヶ浦・長洲市街地を結ぶ都市発展軸として強化を図ります。
- ・J R柳ヶ浦駅周辺整備計画の実現に寄与します。

○市道柳ヶ浦中央線の改良

- ・J R柳ヶ浦駅のアクセス道路となる市道柳ヶ浦中央線（都市計画道路江須賀小松橋線の一部）を改良し、J R柳ヶ浦駅周辺整備計画の実現に寄与します。

○J R柳ヶ浦駅北口駅前広場の整備

- ・J R柳ヶ浦駅北口駅前広場（ロータリー）や市営駐車場の整備を行い、玄関駅にふさわしい交通・交流機能を強化します。

(3) 公園・緑地関連

○緑の基本計画の策定

- ・都市部における市民生活の質の向上や安全性確保を図るため「緑の基本計画」を策定し、市街地における適正な公園の配置や整備を検討します。

(4) 景観形成関連

○景観計画の策定

- ・豊かな自然景観や歴史的な街並みを次世代に継承し、地域の特色を活かしたまちづくりを推進するため、「景観計画」を策定します。

6.4.2 中・長期的に取り組む事業・施策

(1) 土地利用関連

○ J R柳ヶ浦駅南側の土地利用の見直し

- ・ 交通利便性の高い J R柳ヶ浦駅南側については、新たな賑わいの創出念頭に、商業系の土地利用への転換を検討します。

(2) 道路・交通関連

○ 都市計画道路黒川松崎線の整備推進

- ・ 都市計画道路黒川松崎線の整備を推進し、県道中津高田線のバイパス化を図ります。
- ・ 柳ヶ浦駅南側の開発に寄与します。

(3) 公園・緑地関連

○ 地域の特色を活かしたまちづくり

- ・ 歴史的・文化的資産を活用した史跡公園、平和公園等を整備し、特色を活かしたまちづくりに寄与します。

(4) 景観形成関連

○ 地域の特色を活かしたまちづくり

- ・ 「景観計画」に基づき、良好な景観の保全を行うとともに、誇れるまちづくりの実現に寄与します。